

## **国道 159 号（浅野川大橋～東山～山の上）交通安全対策協議会 第 3 回協議会 決定事項**

1. 平成 19 年 9 月末までを目処に、「自転車走行指導帯」の設置等による自転車の「バスレーン左端・左側通行」を推進する社会実験を継続する。
2. 社会実験の継続にあたり、9 月末までの間、協議会メンバーを主体とした朝の街頭指導を月 1 回ペース（夏休み期間中は除く）で実施し、歩行者・自転車・バス・クルマそれぞれのルール・マナーの向上に努める。
3. 国土交通省の C C T V （道路監視用カメラ）による自転車走行実態の継続的なモニタリングを行い、社会実験による効果検証の一助とする。
4. 社会実験により得られた効果や課題となっている事項について広く公表するとともに、各種メディアとの連携による継続的な広報活動を行い、高校生をはじめ、一般の自転車利用者やクルマのドライバーへのさらなる周知徹底を図る。
5. 「自転車利用者が危険に感じている箇所」の明確化など、より具体的な課題の把握を行うとともに、その対策について検討・実施する。
6. 9 月中に第 4 回協議会を開催し、本格実施の可否の判断を行う。

以 上